

第1 重要事項説明書

こまち訪問看護ステーション

あなたが利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

名称、法人種別	医療法人社団 藤和会		
代表者名	佐藤 史朋		
所在地、連絡先	厚木市小野 7 5 9	電話番号	046-247-1211
		F A X	046-247-6552

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	こまち訪問看護ステーション		
所在地	神奈川県厚木市小野 7 6 3 - 1		
事業者指定番号	事業所番号 2 9 9 0 0 6 7 号		
管理者及び連絡先	サービス種類	氏 名	連絡先
	訪問看護ステーション	佐藤	TEL 046-247-1310
サービス提供地域	厚木市、伊勢原市、愛甲郡清川村、海老名市、		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、主治医が必要と認めた利用者に対し看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。 事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3 営業時間

営業日時・サービス提供時間	月～金曜日 8:45～17:15
休業日	土・日曜日 12/30～1/3

4 事業所の職員体制等

看護師 常勤 4 名、非常勤 1 名、事務員 3 名、作業療法士 2 名、理学療法士 2 名
--

5 サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が医師の指示のもと、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

＜サービス内容＞

- ・ 病状の観察
 - ・ 服薬の確認、指導
 - ・ 医師の指示による医療処置
 - ・ 日常生活の看護や精神的支援、苦痛の緩和など総合的な看護
 - ・ ご家族等への介護指導・相談
 - ・ 在宅でのリハビリテーション
 - ・ 介護予防など
- (2) サービスの提供にあたっては、主治医の指示に基づき「訪問看護計画書」を作成し、当該計画書に沿って必要な処置や在宅療養の援助を行います。
- (3) 訪問日程については、事前にお知らせ致します

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 基本利用料については、医療保険各法の規定に基づく額とします。別紙の「医療保険による訪問看護利用料金表」をご参照ください。
- (2) 交通費は、サービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。
- (3) 自己負担金は、「口座自動払込」にてお支払いをお願い致します。
※保険適応外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。

7 キャンセル

- (1) サービスの利用の中止をする際には、訪問前日までに所定の連絡先までご連絡ください。
全体窓口（連絡先）（電話）： 046-247-1310
- (2) 連絡がない場合には、1回分の利用料（加算は除く）を請求させていただきます。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。

8 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じています。
- (2) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会の調査に協力し指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用者相談窓口	電話番号	046 - 247 - 1310	佐藤
サービス提供地域 市町村	厚木市役所	介護福祉課介護給付係	046-225-2240
	伊勢原市役所	長寿介護課介護保険係	0463-94-4722
	清川村役場	子育て健康福祉課	046-288-3861
	海老名市役所	介護保険課介護保険係	046-235-4952
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	介護保険課	苦情相談直通ダイヤル	045-329-3447
その他の市区町村			

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村などに連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

10 守秘義務及び秘密の保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

11 研修の機会の確保

事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けています。研修の実施記録、受講記録を残して回覧を行い、所内で研修成果を共有できるように努めています。

12 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13 衛生管理及び従事者の健康管理

- (1) 施設の整備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は従事者に対し、感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受けさせるものとします。

14 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意してください。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出てください。

15 非常災害時の対応

- (1) 地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、通常の業務を行えない可能性やサービスの提供を中止する場合があります。
- (2) 災害状況を把握し、安全を確保した上で、利用者の安否確認や主治医や関係機関との連携、

必要時の訪問を行います。

(3) その他、第 18 項の BCP に沿って対応します。その場合は当ステーションからご連絡します。

16 感染症対策の強化

- (1) 感染症の予防及び、まん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施し、感染症対策の強化を図ります。
- (2) 実際に感染症が発生し通常のサービス展開に困難な状況が生じた場合には、第 18 項の BCP に沿って実施します。

17 業務継続に向けた取り組み（BCP）について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」(BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 訪問スタッフに対し、「業務継続計画」(BCP)について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に「業務継続計画」(BCP)の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

18 職員への迷惑行為について

当事業所では、職員の安全確保および適切なサービス提供を維持するため、利用者またはその家族等による次の行為が認められた場合、訪問看護サービスを中止または契約を終了することがあります。また、これにより利用者等に生じた損害について当事業所は責任を負わないと共に、職員の負傷や物品の破損等の損害が生じた場合は、その損害をご負担いただくことがあります。

- ・ 殴る、蹴る、物を投げる等の暴力行為
- ・ 大声で怒鳴る、威嚇する等の威圧的言動
- ・ 著しい暴言や人格を否定する発言
- ・ 性的な発言、身体接触等のセクシュアルハラスメント
- ・ 職員を室内に閉じ込める行為や退去を妨げる行為
- ・ 職員を長時間拘束する行為
- ・ 職員の個人的な連絡先（電話番号、SNS 等）を求める行為
- ・ つきまとい、待ち伏せ等のストーカー行為
- ・ 職員の個人的 SNS への接触
- ・ その他職員の安全または尊厳を害する行為

私は重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容及び重要事項の説明を受け、これに同意します。

署名は、第 4 同意・署名欄へ